

# 山梨県公報

第二千三百三十三号

平成二十五年

六月二十七日

木曜日

## 目次

### 告示

道路の区域変更……………四一九

道路の供用開始(二件)……………四一九

### 公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四三〇

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(四件)……………四三〇

公共測量の実施(二件)……………四三二

### 公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四三三

## 告示

### 山梨県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年七月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十五年六月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先から		旧	二・〇	一三五・〇
			四・四	

笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先まで

笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先から  
笛吹市石和町砂原字青木笛吹川右岸堤防敷地先まで

笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先から  
笛吹市石和町砂原字青木笛吹川右岸堤防敷地先まで

新	二・〇	二三八・〇
	四・四	二三八・〇
	二・〇	一三七・〇
	四・四	一三八・〇

### 山梨県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年七月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十五年六月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国	四一一号	北都留郡丹波山村字西はんや川一六四六番の一地先から 北都留郡丹波山村字ひわた志る道下一五二八番地先まで		一五五・〇	平成二十五年六月二十七日

### 山梨県告示第二百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年七月十八日まで

で一般の縦覧に供する。  
平成二十五年六月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
山梨県	上野原丹波 山線	上野原市桐原字坂本二二九一九 番の一地先から 上野原市桐原字坂本二二九三四 番の一地先まで		九九・〇	平成二十五年六月二十七日

## 公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年六月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月二十日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
    - 1 名称 特定非営利活動法人青少年の自立を支える山梨の会
    - 2 代表者の氏名 岡村 政秋
    - 3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市東千八百三十九番地
    - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、山梨において家庭環境に恵まれない青少年の自立について、行政や地域社会を含め、その問題点と解決策を市民の立場から考え、援助していくことを目的とする。また、そうした青少年のための居場所を作ること、自信を持って社会で生きていくことのキッカケを提供することも目的とする。そして、この活動を通して、貴重な人的資源の発掘と活用を広く社会にもたらし、魅力ある地域社会の創造に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年六月二十一日から同年八月二十日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年六月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市笹子町黒野田字六沢九七五の二	天野忍
大月市猿橋町小沢字与市村五二四	小沢組
大月市賑岡町畑倉字まきや一〇八二、一〇八四、一〇八六から一〇八九まで	小俣宗則
大月市笹子町黒野田字大懇場一八九〇	天野一郎
大月市笹子町黒野田字大懇場一八九六	平井求
大月市笹子町黒野田字大懇場一八八三	平井京平
大月市七保町葛野字千駄久保五五三、五五五、五五六、五五七から五六一まで	寶林寺

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大月市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示  
平成二十五年六月六日山梨県告示第百九十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年六月二十七日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡富士河口湖町浅川字大沢里一四八四	外川季治
南都留郡富士河口湖町浅川字湯元一三六一	外川健兒
南都留郡富士河口湖町浅川字外沢一五〇七、一五一一、一五一四、字石原七六五、字尾祖場八四二	外川元治
南都留郡富士河口湖町河口字東下側二二七	中村芳夫
南都留郡富士河口湖町大石字明光山二九三八の内二 (次の図に示す部分に限る。)	堀内弘達

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年六月二十七日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡富士河口湖町長浜字上足和田二〇六五	梶原歌吉
南都留郡富士河口湖町西湖字津原二四〇五の二	三浦助次郎
南都留郡富士河口湖町西湖字津原二三七〇の二	渡辺喜久
南都留郡富士河口湖町西湖字津原二二六八の二	渡辺喜之
南都留郡富士河口湖町西湖字津原二二七六の二	朝比奈幾太郎、朝比奈義一、朝比奈準、朝比奈昇平、朝比奈善哉、朝比奈照吉郎、朝比奈登、朝比奈徳雄、朝比奈敏博、朝比奈信美、朝比奈光雄、朝比奈洋一、朝比奈芳太郎、

朝比奈與一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年六月六日山梨県告示第九十九号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を丹波山村役場及び鳴沢村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡丹波山村字東山三六二八・三六三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六三五	木下静子
五	
北都留郡丹波山村字落瀬三二七三の二	法興寺
北都留郡丹波山村字トヤクボ三八四四の内一（次の	船木孝男

図に示す部分に限る。）

北都留郡丹波山村字火の口二九七三の五

久島好一郎

北都留郡丹波山村字火の口二九五四から二九五六まで

守岡謙太郎

北都留郡丹波山村字チノ久保二八七二の一

守岡恒夫

北都留郡丹波山村字阿ま免平二九一四の四

守屋嘉重

北都留郡丹波山村字火の口二九七三の一、二九七四、二九七五の一、二九七六の一、二九七七

寶藏寺

北都留郡丹波山村字源太川一四〇四の乙

守岡みどり

南都留郡鳴沢村字水本草里四二三の四二

渡邊孝一郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

丹波山村（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年六月六日山梨県告示第二百号

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年六月十七日付けで山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年六月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（カラー撮影、数値図化）
- 二 作業期間 平成二十五年六月十七日から平成二十六年一月三十一日まで
- 三 作業地域 甲府市及び中央市

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年六月十四日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年六月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（数値図化）
- 二 作業期間 平成二十五年六月十八日から平成二十五年九月三十日まで
- 三 作業地域 甲府市及び甲斐市

公安委員会

山梨県公安委員会告示第八十号

信号機の設定、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十五年六月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

別表第一中

六〇	甲府市下飯田一丁目四番四八号 先（県道中下条甲府線と市道貫川千塚境線との交差点）	池田農協前	五九・一一・一五 告示 第五三号
----	---	-------	------------------------

六〇	甲府市下飯田一丁目四番四八号 先（県道中下条甲府線と市道貫川千塚境線との十字路交差点）	池田小学校入 口	平成二五年六月二十七日 告示第八〇号
----	--	-------------	-----------------------

二六一	中巨摩郡玉穂町下河東一、一一〇番地先（町道昭和玉穂線と町道との丁字路交差点）	医大正門前	平七・二・二〇 告示 第九号
-----	--	-------	----------------------

二六一	中央市下河東一、一一〇番地先（市道同士の丁字路交差点）	山梨大学病院 前	平成二五年六月二十七日 告示第八〇号
-----	-----------------------------	-------------	-----------------------

五	甲州市塩山大和町一、七六二番地先（国道二〇号と市道との十字路交差点）	初鹿野橋北詰	平成二五年四月一八日 告示第四八号
---	------------------------------------	--------	----------------------

五	甲州市大和町初鹿野一、七六二番地先（国道二〇号と市道との十字路交差点）	初鹿野橋北詰	平成二五年六月二十七日 告示第八〇号
---	-------------------------------------	--------	-----------------------

五三	東山梨郡大和村日影五〇五番地先（国道二〇号と村道鶴瀬線との丁字路交差点）	鶴瀬	平八・一二・一九 告示 第六一号
----	--------------------------------------	----	------------------------

五三	甲州市大和町鶴瀬五四〇番地二先（国道二〇号と市道との丁字路交差点）	鶴瀬	平成二五年六月二十七日 告示第八〇号
----	-----------------------------------	----	-----------------------

に改める。  
別表第三中

七二七	市道	甲府市上石田一丁目六番一六号先（上石田一丁目交差点）から甲府市上石田一丁目八番八号先（国道五二号と市道との丁字路交差点）までの間（二四五メートル）	大型自動車、大型特殊自動車	終日	甲府 平成二五年四月一日 告示第四八号
-----	----	---	---------------	----	---------------------------

を

七二七	市道	甲府市上石田一丁目六番一六号先（上石田一丁目交差点）から甲府市上石田一丁目八番八号先（国道五二号と市道との丁字路交差点）までの間（二四五メートル）	大型自動車、大型特殊自動車	終日	甲府 平成二五年四月一日 告示第四八号
七二八	県道富士河口湖富士線（富士バスライオン）	南都留郡富士河口湖町大字船津字剣丸尾六、六六三番地先（胎内洞窟入口交差点）から南都留郡鳴沢村大字富士山八、五四五番地の一先（富士）	車両（路線バス、大型バス、マイク、クワ、ス、タ）	平成二五年七月一七時から 平成二五年七月	富士 平成二五年六月二七日 告示第八〇号

七二九	市道	大月市猿橋町猿橋一（一八五メートル）	クシー、ハイヤー、軽車両、下山車、指定車、許可車、身体障害者等乗車、除く	月一七日一七時までの間	大月 平成二五年六月二七日 告示第八〇号
-----	----	--------------------	--------------------------------------	-------------	----------------------------

に改める。

別表第六中

五三八	市道千鳥山線 (農道)	甲斐市大袋二、〇八番地先(県道島上条宮久保給見堂線と農道との変則交差点)	南進する大型自動車、大型特殊自動車、特定中型自動車	終日	葦崎	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	----------------	--------------------------------------	---------------------------	----	----	----------------------

を

五三八	市道千鳥山線 (農道)	甲斐市大袋二、〇八番地先(県道島上条宮久保給見堂線と農道との変則交差点)	南進する大型自動車、大型特殊自動車、特定中型自動車	終日	葦崎	平成二五年四月一八日 告示第四八号
五三九	国道五二号	甲斐市上石田二丁目二六番地先(南西銀座北交差点)	西進する車両(軽車両を除く。)	七時から九時まで	甲府	平成二五年六月二七日 告示第八〇号
五四〇	国道五二号	甲斐市上石田二丁目二六番地先(南西銀座北交差点)	西進する大型自動車、大型特殊自動車、特定中型自動車	終日	甲府	平成二五年六月二七日 告示第八〇号

に改める。  
別表第七中

五四一	市道	甲斐市上石田一丁目一七番一先(南西銀座北交差点)	北進する車両(路線バス、通学通園バス、二輪、軽車両を除く。)	土曜、日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府	平成二五年六月二七日 告示第八〇号
五四二	国道一〇号	笛吹市一宮町中尾一、七五六番地先(国道二〇号上り線側道開口部)	南進する車両	終日	笛吹	平成二五年六月二七日 告示第八〇号
五四三	国道一〇号	笛吹市一宮町中尾一、六〇〇番地先(国道二〇号上り線側道開口部)	南進する車両	終日	笛吹	平成二五年六月二七日 告示第八〇号

九五	国道五二号	甲斐市上石田一丁目一番一二号先(南西銀座北交差点)	東進する車両(路線バス、通学通園バス、二輪、軽車両を除く。)	土曜、日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府	平成二五年四月一八日 告示第四八号
----	-------	---------------------------	--------------------------------	---------------------	----	----------------------

九五	国道五 二号	甲府市上石田一丁目 一七番一、二号先（南 西銀座北交差点）	東進す る車両 （路線 バス、 通学通 園バス 、二輪 、軽車 、除く ）	土曜、 日曜、 休日を 除く七 時三〇 分から 九時ま で	甲府	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
九六	市道	甲府市上石田一丁目 一七番一、二号先（南西 銀座北交差点）	北進す る車両 （軽車 、除く ）	七時か ら九時 まで	甲府	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号
九七	市道	甲府市上石田一丁目 一七番一、二号先（南西 銀座北交差点）	北進す る大型 自動車 、大型 、特殊自 動車、 特定中 型自動 車	終日	甲府	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号

に改める。  
別表第九中

四	市道 横尾踏 切	大月市駒橋三丁 目二三四番地 の二先	一・八	一〇・〇	自動車 （二輪 、小型 、特殊を	大月 四九・四・一 一六号
---	----------------	--------------------------	-----	------	---------------------------	---------------------

四	市道横 尾踏切	大月市駒橋三丁 目二三四番地 の二先	一・八	一〇・〇	車両（ 二輪、 自動 車を除 く）	大月 平成二五年六 月二七日 告示第八〇号
五〇	市道 下萩原 踏切	塩山市牛奥三、 八六四番地の二 先	四・〇	一〇・〇	大型自 動車 、大型特 殊自動 車	塩山 平四・三・五 七号
五一	市道上 新田踏 切	上野原市新田一 、三五二番地 の二先	一・〇	二三・〇	大型自 動車 、大型特 殊自動 車	塩山 平四・三・五 七号

に改める。  
別表第十中

一、〇八五	県道 山梨市 停車場	山梨市下石森五八六番地の二先 （重川橋北詰）	一	一	部	四九・四・一 一六号
-------	------------------	---------------------------	---	---	---	---------------



五、四二四	市道	甲府市丸の内一丁目一番八号先 (甲府駅北口よつちやばれ広場)	一	甲府	平成二五年四月 一八日
二、四二三	国道一 四〇号、 市道	笛吹市石和町松本二二九番地先 (石和温泉駅北口北側丁字路交 差点)	三	笛吹	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号
二、四二三	国道 一四〇 号線	東八代郡石和町松本一〇二番地 先(松本清三方前)	一	石和	五五・六・七 二四号
一、〇八六	県道山 梨市停 車場線	山梨市歌田一、一四八番地四先 (重川橋南詰十字路交差点)	一	日下 部	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号
一、〇八六	県道 山梨市 停車場 線	山梨市歌田一、一四八番地先 (吉田理容所前)交差点	二	日下 部	五四・四・二七 二三号
一、〇八五	削除			日下 部	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号

五、四二四	市道	甲府市丸の内一丁目一番八号先 (甲府駅北口よつちやばれ広場 南側市道上)	一	甲府	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
五、四二五	市道	甲府市山宮町一、一七七番地五 先(山宮保育園入口十字路交差 点)	一	甲府	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号
五、四二六	市道	甲斐市団子新居三六番地先(茅 ヶ岳東部広域農道と市道との十 字路交差点)	二	斐崎	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号
五、四二七	主要地 方道北 杜八ヶ 岳公園 線	北杜市高根町下黒沢二、三一八 番地先(主要地方道北杜八ヶ岳 公園線と市道との丁字路交差点 )	一	北杜	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号
五、四二八	県道下 神内川 石和温 泉停車 場線	笛吹市春日居町加茂二二九番地 一先(かすがい保育所西側丁字 路交差点)	一	笛吹	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号
五、四二九	県道山 北山中 湖線	南都留郡山中湖村平野一、九九 七番地一先(平野保育所南側丁 字路交差点)	一	富士 吉田	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号
五、四三〇	県道富 士河口 湖芦川 線	南都留郡富士河口湖町大石二、 四九二番地先(県道富士河口湖 芦川線と町道との丁字路交差点 )	一	富士 吉田	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号

五、四三二	主要地 方道富 土河口 湖精進 線	南都留郡富士河口湖町西湖一 番地一先(主要地方道富士河口 湖精進線と町道との丁字路交差 点)	一 吉田 告示第八〇号	平成一五年六月 二七日
五、四三二	県道高 畑谷村 停車場 線	都留市中津森七番地先(新江戸 川橋西詰十字路交差点)	一 大月 告示第八〇号	平成二五年六月 二七日

に改める。  
別表第十四中

二二九	県道韮 崎榊形 豊富線	東八代郡豊富村浅 利地内豊積橋南詰 から東八代郡豊富 村関原一、二〇三 番地先(高野義臣 方)まで	三、二〇〇	高速車 中速車	四〇	南甲 府 ・二七 一九号	南甲 府 ・二七 一九号	平成二五 年六月二 七日
-----	-------------------	--	-------	------------	----	-----------------------	-----------------------	--------------------

二二九	主要地 方道甲 府中央 右左口 線、市 道	中央市浅利二、二 〇二番地二先(作 興橋西側三差路交 差点)から中央市 関原一、二〇三番 地先(主要地方道 甲府中央右左口線 と市道との三差路 交差点)までの両 側	二、二二〇	車両(原付・ けん引 ②③を 除く。)	四〇	南甲 府 ・二七 一九号	南甲 府 ・二七 一九号	平成二五 年六月二 七日
-----	--------------------------------------	---	-------	------------------------------	----	-----------------------	-----------------------	--------------------

一、七	市道増	甲府市増坪町七〇	九六〇	車両	四〇	南甲 府	南甲 府	平成二五
-----	-----	----------	-----	----	----	---------	---------	------

二〇	坪一 号線	七番地一先(市道 同士の三差路交差 点)から甲府市上 町九三五番地先(環 境センター西交 差点)までの両側		原付・ けん引 ②③を 除く。)		府	府	平成二五 年二月四 日 告示第一 三号
----	----------	--	--	---------------------------	--	---	---	---------------------------------

一、七 二〇	市道増 坪一 号線	甲府市増坪町七〇 七番地一先(市道 同士の三差路交差 点)から甲府市上 町九三五番地先(環 境センター西交 差点)までの両側	九六〇	車両(原付・ けん引 ②③を 除く。)	四〇	南甲 府	南甲 府	平成二五 年二月四 日 告示第一 三号
-----------	-----------------	--	-----	------------------------------	----	---------	---------	---------------------------------

一、七 二二	主要地 方道甲 府中央 右左口 線	中央市浅利三、五 六九番地三先(豊 積橋南交差点)か ら中央市浅利二、 二〇二番地二先(作 興橋西側三差路 交差点)までの両 側	九九〇	車両(原付・ けん引 ③を除 く。)	三〇	南甲 府	南甲 府	平成二五 年六月二 七日 告示第八 〇号
-----------	-------------------------------	---	-----	-----------------------------	----	---------	---------	----------------------------------

一、七 三二	県道四 尾連湖 公園線	西八代郡市川三郷 町市川大門二五〇 番地先(市川南幼 稚園前十字路交差 点)から西八代郡 市川三郷町市川大 門六、〇五〇番地 三先(市川公園北 交差点)までの両 側	六〇〇	車両(原付・ けん引 ③を除 く。)	三〇	南甲 府	南甲 府	平成二五 年六月二 七日 告示第八 〇号
-----------	-------------------	---	-----	-----------------------------	----	---------	---------	----------------------------------

に改める。  
別表第十五中

四四六	県道 嶺形 豊富線 (新山 梨環状 道路)	南アルプス市鏡中條 一、五三三番地先 (内回り本線と外回り 本線との合流部)か ら南アルプス市寺部 二、四五〇番地一先 (県道嶺形豊富 線一般道との接続部 )までの両側	一、三二〇	車両	終日	南アルプス 年一〇月 二五日 告示 第八三号	平成一六
-----	--------------------------------------	--	-------	----	----	------------------------------------	------

を

四四六	削除					南アルプス 年六月二 七日 告示第八 〇号	平成二五
-----	----	--	--	--	--	-----------------------------------	------

に改める。  
別表第十六中

八八五	市道	山梨市歌田一、一八四番地の四 先(吉田理容所北側)	日下部	四九・四・一一 一六号			
-----	----	------------------------------	-----	----------------	--	--	--

を

八八五	市道	山梨市歌田一、一四八番地四先 (重川橋南詰十字路交差点・西 進車両)	日下部	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号			
-----	----	--	-----	--------------------------	--	--	--

に

五、六九九	県道 市川大 詰)	西八代郡下部町北川(北川橋東 市川	五八・二・四 一〇号				
-------	-----------------	----------------------	---------------	--	--	--	--

門下部  
身延線

--	--	--	--	--	--	--	--

を

五、六九九	県道市 川三郷 身延線	南巨摩郡身延町北川六五番地先 (北川橋東詰丁字路交差点・南 進車両)	南部	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号			
-------	-------------------	--	----	--------------------------	--	--	--

に

七、一六〇	町道	中巨摩郡昭和町西条一〇九番地 の三先(望月知徳所有空地南側 )	南甲府	六二・七・九 二七号			
七、一六一	町道	中巨摩郡昭和町西条一一一番地 の四先(高野武所有空地北側)	南甲府	六二・七・九 二七号			

を

七、一六〇	町道	中巨摩郡昭和町西条一五五番地 二先(町道同士の十字路交差点 ・東進車両)	南甲府	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号			
七、一六一	市道	甲府市国母七丁目四番一六号先 (主要地方道甲府市川三郷線と 市道との丁字路交差点・東進車 両)	南甲府	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号			

に

一、一六九八	県道万 力小屋 敷線	甲州市塩山上於曾三九二番地一 二先(青橋交差点北東角左折導 流部出口・東進車両)	日下部	平成二五年四月 一八日 告示第四八号			
--------	------------------	--	-----	--------------------------	--	--	--

を

--	--	--	--	--	--	--	--

一、一六九八	県道万力小屋敷線	甲州市塩山上於曾三九二番地一先（青橋交差点北東角左折導流部出口・東進車両）	日下部	平成二五年四月一八日	告示第四八号
一、一六九九	市道	北杜市長坂町大八田六、八二一番地五一先（長坂消防署前丁字路交差点・西進車両）	北杜	平成二五年六月二七日	告示第八〇号
一、一七〇〇	市道	北杜市長坂町白井沢七五番地先（農道と市道との三差路交差点・南進車両）	北杜	平成二五年六月二七日	告示第八〇号
一、一七〇一	市道	笛吹市石和町松本一二九番地先（石和温泉駅北口北側丁字路交差点・北進車両）	笛吹	平成二五年六月二七日	告示第八〇号
一、一七〇二	市道	山梨市歌田一、一七九番地先（重川橋南詰十字路交差点・東進車両）	日下部	平成二五年六月二七日	告示第八〇号
一、一七〇三	町道	南都留郡富士河口湖町大石一、三九六番地先（大石小学校東側三差路交差点・南進車両）	富士吉田	平成二五年六月二七日	告示第八〇号
一、一七〇四	市道	都留市井倉七五九番地一九先（沢戸橋西詰丁字路交差点・西進車両）	大月	平成二五年六月二七日	告示第八〇号

に改める。  
別表第十九中

一八一	国道四一〇号 山勝沼線	甲州市塩山上於曾一、〇四〇番地先（甲州市役所前）から甲州市塩山赤尾六一三番地二先（赤尾交差点）までの両側歩道（九二〇メートル）	日下部	平成二〇年一月二四日	告示第四号
-----	----------------	---	-----	------------	-------

一八一	主要地 方道塩山勝沼線、県道万力小屋敷線	甲州市塩山上於曾三九二番地一二一先（青橋交差点）から甲州市塩山赤尾六一三番地二先（赤尾交差点）までの両側歩道（一、一九五メートル）	日下部	平成二五年六月二七日	告示第八〇号
-----	-------------------------	---	-----	------------	--------

二〇七	主要地 方道甲府葎崎線	甲府市丸の内二丁目八番一〇号先（朝日町ガード南交差点）から甲府市丸の内一丁目一番先（エクラン駐車場南側）までの北側歩道（二二〇メートル）	甲府	平成二四年一月二二日	告示第二二五号
-----	----------------	--	----	------------	---------

二〇七	主要地 方道甲府葎崎線	甲府市丸の内二丁目八番一〇号先（朝日町ガード南交差点）から甲府市丸の内一丁目一番先（エクラン駐車場南側）までの北側歩道（二二〇メートル）	甲府	平成二四年一月二二日	告示第二二五号
二〇八	主要地 方道塩山勝沼線	甲州市塩山上於曾四二九番地一先（仲沢ガード南交差点）から甲州市塩山上於曾二二四番地三先（三差路交差点）までの両側歩道（三九〇メートル）	日下部	平成二五年六月二七日	告示第八〇号

に改める。  
別表第三十三中

二八	国道一三九号	南都留郡河口湖町船津二、五四四番地の一先（東恋路西交差点）	三	平八・一一・一九	告示第六一号
----	--------	-------------------------------	---	----------	--------

を  
に改める。

二八	国道二三	南都留郡富士河口湖町船津二、五四 四番地一先（東恋路西交差点）	二	平成二五年六月二 七日 告示第八〇号
----	------	------------------------------------	---	--------------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番